

特定建設作業の一覧

届出の対象となる特定建設作業／申請の根拠となる法律及び条例	騒音		振動		備考
	騒音規制法	大館市公害防止条例	振動規制法	大館市公害防止条例	
くい打機を使用する作業	○(※)	○(※)	○(◇)	—	(※) もんけんを除く。アースオーガーと併用する作業を除く。 (◇) もんけん及び圧入式を除く。
くい抜機を使用する作業	○	○	○(◇)	—	(◇) 油圧式を除く。
くい打くい抜機を使用する作業	○(※)	○(※)	○(◇)	—	(※) 圧入式を除く。 (◇) 圧入式を除く。
びょう打機を使用する作業	○	○	—	—	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	—	—	○	—	
舗装版破砕機を使用する作業	—	—	○(◇)	—	(◇) 作業地点が連続して移動する作業で1日50km以上移動する場合を除く。
ブレーカーを使用する作業	—	—	○(◇)	—	(◇) 手持式のものを除く。作業地点が連続して移動する作業で1日50km以上移動する場合を除く。
さく岩機を使用する作業	○(※)	○(※)	—	—	(※) 作業地点が連続して移動する作業で1日50km以上移動する場合を除く。
空気圧縮機を使用する作業	15kw以上(※)	15kw以上(※)	—	—	(※) 電動式のもの、または、さく岩機の動力として使用するものは除く。
コンクリートプラントを設けて行う作業	混練容量が0.45m ³ 以上(※)	混練容量が0.45m ³ 以上(※)	—	—	(※) モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
アスファルトプラントを設けて行う作業	混練容量が200kg以上	混練容量が200kg以上	—	—	
バックホウを使用する作業	80kw以上(※)	—	—	—	(※) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
トラクターショベルを使用する作業	70kw以上(※)	—	—	—	(※) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。
ブルドーザーを使用する作業	40kw以上(※)	—	—	—	(※) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

特定建設作業及び能力値の根拠

騒音・・・騒音規制法施行令 別表第二

大館市公害防止条例施行規則 別表第十及び別表第十二

振動・・・振動規制法施行令 別表第二 / 市の条例では規定なし